

# 水上村議会定例会会議録

令和7年12月11日（木）開会

水上村議会

## 令和 7 年第 4 回水上村議会定例会会議録（第 1 日）

令和 7 年 1 2 月 1 1 日

午前 1 0 時 開 会

於 議 場

### 1. 議事日程

|         |           |                                                                          |
|---------|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名                                                               |
| 日程第 2   |           | 会期の決定                                                                    |
| 日程第 3   |           | 諸般の報告                                                                    |
| 日程第 4   |           | 一般質問                                                                     |
| 日程第 5   | 諮問第 1 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                         |
| 日程第 6   | 議案第 1 号   | 水上村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 日程第 7   | 議案第 2 号   | 水上村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |
| 日程第 8   | 議案第 3 号   | 水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |
| 日程第 9   | 議案第 4 号   | 水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 号   | 水上村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について                                            |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 号   | 水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 号   | 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 号   | 水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 1 4 | 議案第 9 号   | 水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                   |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について                                    |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 1 号 | 工事請負変更契約の締結について（林道梅木鶴線災害復旧工事）                                            |

- 日程第 17 議案第 12 号 工事請負変更契約の締結について（林道幸野線災害復旧工事）
- 日程第 18 議案第 13 号 令和 7 年度水上村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議案第 14 号 令和 7 年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 15 号 令和 7 年度水上村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 7 年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 7 年度水上村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 請願第 1 号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
- 日程第 24 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8 名）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 成 尾 和 英 君 | 2 番 杉 野 貴 文 君 |
| 3 番 小 川 恵 君   | 4 番 杉 野 久 志 君 |
| 5 番 山 崎 隆 浩 君 | 6 番 荒 嶽 晋 君   |
| 7 番 米 本 宗 徳 君 | 8 番 那 須 良 策 君 |

3. 欠席議員（0 名）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2 名）

議会事務局長 江 崎 邦 臣 君 総 務 課 加 藤 康 君

5. 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（9 名）

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 村 長 中 嶽 弘 継 君     | 教 育 長 原 崇 君           |
| 総 務 課 長 田 代 浩 章 君 | 会 計 管 理 者 堤 田 江美子 君   |
| 保健福祉課長 西 本 克 幸 君  | 税務住民課長 堤 田 江美子 君      |
| 産業振興課長 田 代 浩 幸 君  | 建 設 課 長 信 國 俊 輔 君     |
| 教 育 課 長 幸 野 一 樹 君 | 地方創生推進課課長補佐 那 須 裕 平 君 |

開会 午前１０時００分

————○————

○議長（那須良策君） おはようございます。

全員おそろいでございます。令和７年第４回水上村議会定例会を開会します。

これより会議を開きます。

————○————

#### 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（那須良策君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、４番、杉野久志君、５番、山崎隆浩君を指名します。

————○————

#### 日程第２ 会期の決定

○議長（那須良策君） 日程第２ 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては、去る１２月４日、議会運営委員会が開かれました。委員会の意向としましては、会期は１１日から１５日までの５日間としたいという意向でございました。したがって、会期につきましては、本日より５日間と決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

会期は、本日より５日間と決定しました。

————○————

#### 日程第３ 諸般の報告

○議長（那須良策君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

まず、私から申し上げます。去る１１月１２日から１４日にかけて熊本県内の町村議会議長による町村議会議長会全国大会、県関係国会議員の先生方との意見交換会、球磨郡町村議会議長会主催による産業行政視察に参加してまいりましたので報告いたします。

はじめに、１２日、第６９回町村議会議長会全国大会が東京ＮＨＫホールで開催され、東日本大震災及び令和６年能登半島地震等からの復旧・復興、電子力発電事故への対応及び防災・減災対策の確立を求める特別決議、地方創生を切れ目なく強力に推進するよう求める特別決議、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額確保・充実等を求める特別決議が採択されたのち、令和８年度国の予算編成及び施策に関する２８の要望に加え、地区要望として９つの要望の発表がございました。

また、以上の要望とは別に、議員のなり手不足対策及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望がございました。内容については、議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることや女性議員が活動しやすい環境整備が多様性の確保となり手不足の解消の決め手の一つになるとの考えを踏まえ、議員のなり手不足対策への支援、低額な議員報酬の改善、休暇・休職・復職制度の整備、地方議会議員に関わる選挙制度の改正など8点を求めていますことが発表されました。

続いて、熊本県内の町村議会議長による県関係国会議員の先生方との意見交換会が全国町村会館で実施され、地元選出の現国土交通大臣である金子恭之衆議院議員、松村祥史参議院議員、馬場成志参議院議員をはじめ、9名の国会議員の先生方と地域課題について意見交換を行いました。

翌13日からの球磨郡町村議会議長会による産業行政視察について申し上げます。

富山県の南砺市におけるSDGsの取組を視察してまいりました。南砺市では、自立と環境をテーマに2023年に南砺エコビレッジ構想が策定され、新たなライフスタイルの提案、再生エネルギーや未来技術の活用、自立・自走による地域づくり、空き家等のストック資産の利活用による便利な生活に懐かしい生活をミックスした新しいまちづくりが進められておりました。

自治体規模は本村と大きく異なりますが、特定地域づくり事業協同組合の設置による地域密着型マルチワークや地域の集いの場としての空き家の活用など、参考となる先駆的な取組を実施されておりますので、各議員、研修資料を御一読いただきますようお願いいたします。

さて、本日は、第4回定例会の告示がなされましたが、公私ともに多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。本定例会には、一般質問の通告が1件ございますほか、諮問1件、議案が17件、請願が1件ございます。各位慎重に御審議いただきますようお願いいたしまして、私の諸般の報告といたします。

次に、水上村長から申し出があります。これを許します。

水上村長、中嶽弘継君。

○村長（中嶽弘継君） おはようございます。

本日は、令和7年第4回水上村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中にも関わりませず、全員の御出席をいただきまして、議案の御審議をいただきますことに、感謝申し上げます。

さて、先月の29日土曜日でしたが、案内者95名、それから非居住者36名をお迎えいたしまして、水上村政施行130年記念式典を挙行了いたしました。滞りなく盛会のうちに閉式することができました。村議会議員の皆さんには大変お

忙しい中にも関わりませず御出席していただきまして、御協力を賜りましたことに感謝申し上げます、御礼とさせていただきます。

それでは、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の報告を4件申し上げたいと思います。

まずは、球磨郡町村会によります令和8年度管内主軸事業の上京要望について報告いたします。

去る11月12日から13日にかけて国土交通省、農林水産省、総務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省及び地元選出の国会議員への要望を行ってまいりました。各省庁に対しましての要望書につきましては、諸般の報告資料2ページから3ページを御覧いただければと思っております。

2件目につきましては、第4回奥球磨男子駅伝競走大会について御報告いたします。

諸般の報告資料につきましては4ページでございます。

去る10月5日日曜日、奥球磨男子駅伝実行委員会によりまして、第4回大会を開催いたしました。実行委員会は、一般財団法人の熊本陸上競技協会、それから多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町で構成して、御覧のように委託して、高校の部に55チーム、大学・実業団ともに16チームがエントリーし、全国でも類をみない高校生、大学生、実業団が国道219号を主な舞台として奥球磨の地形を生かした適度にキックのあるコースで順位を競り合う大会として陸上ファンからも注目を浴びています。

選手にとりましては、日差しが照りつける気温30度を超える中でのレース展開となりましたが、高校の部では、九州学院高等学校が2時間7分15秒、大学・実業団の部では、Nexusが2時間9分2秒とそれぞれ制しております。沿道には、県内外から3万人ほどの観戦者が訪れ、大会当日のライブ配信では6万5,000回の視聴があるなど、大会の注目度も年々上がってきていることが分かります。

また、人吉球磨地域におきまして、700泊以上の宿泊がございまして、十分な費用対効果があったといえると考えております。

今大会は大きな事故、トラブルもなく運営することができたことを熊本県警察、また交通指導員をはじめ、関係各機関の協力もございまして、協力いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

なお、来年3月15日日曜日でございますが、同じ実行委員会から第1回の女子駅伝大会を開催するよう準備を進めておりますことも併せて御報告を申し上げたいと思います。

3件目は、第4回の奥球磨リバイバルトレイルについて御報告を申し上げます。

諸般の報告につきましては5ページから6ページを御覧いただければと思っております。

球磨人吉地方を襲った令和2年7月豪雨災害から5年以上の年月が経ち、私たちが経験したことのない災害からまだ抜け出すことはできておりません。この災害を振り返り、何か私たちにできることはないだろうかということで、そして、何よりも1日も早い復旧・復興を願い、地域に勇気と元気を与えたいという思いで八代市、五木村、水上村の連携自治体で奥球磨リバイバルトレイルと称し、令和2年7月豪雨災害復興支援特別プロジェクトといたしまして九州初の100マイルレースでございまして、令和7年の11月15日から16日の2日にかけて開催したところでございます。

この大会は、球磨川の源流から河口まで、被災地の復興を後押しし、自然への理解を深め、地域と関係者で地域の魅力を広く発信し、交流人口の増加、それから地域活性化に寄与するといったことで目標としております。球磨川コースは全長149キロ、申込者が218名で完走者が117名でございました。完走率は57%です。

川辺川コースでは、全長約102キロ、申込者が151名で、完走者が131名ということで、完走率は89%ということでございました。

参加者からもいろんな声が届いております。豪雨災害で残されたところも多くあるが、少しずつ復興しているところもあり感動した。それから、今大会に参加できたことが復興支援の一助となったと思うと本当にうれしく思う。また、笑顔でサポートしてくださった大会関係者、ボランティアスタッフ、地元の住民の方々には感動しかありません。そういった多くの反響があったところでございます。本大会につきましても、大きな事故・トラブルはございませんでした。御協力いただきました県警察、また交通指導員、そしてまた関係機関に対しまして感謝を申し上げます。

最後でございしますが、令和7年度行政評価について御報告申し上げたいと思います。

本年度も行政評価委員会を5回開催いたしまして、令和6年度実施事業の補助交付金144件についての評価審議を実施いたしました。審議の結果につきましては、諸般の報告資料7ページから9ページのとおりでございまして、Aの評価が120件、Bの評価が23件、Cの評価が1件でございまして、D評価はございませんでした。行政評価委員会の総合評価の結果や評価における付帯意見等を踏まえ、今後の事業展開につなげていきたいと思っております。

さて、本定例会には、人権擁護委員の推薦2件、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正や村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、それから、一

般職の職員の給与に関する条例の一部改正や会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、合わせまして4件、火入れに関する条例の一部改正など条例の一部改正及び条例の制定が5件、規約の変更が1件、それから、工事請負変更契約の締結が2件、それから、令和7年度の一般会計補正予算及び特別会計、それから公営企業会計の補正予算が5件、以上、諮問1件、議案17件を御提案いたしております。

議会の皆様におかれましては、慎重御審議をいただきまして、御承認、御可決を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、諸般の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（那須良策君） 中嶽村長の報告を終わります。

次に、水上村教育長より申し出があります。これを許します。

水上村教育長、原崇君。

○教育長（原 崇君） 皆様、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の御報告をさせていただきます。諸般の報告、大きくは3点でございます。学校教育、社会教育、点検・評価について申し上げます。

まず、1点目、学校教育についてでございます。令和7年度も8か月が過ぎ、学園では、現在のところ大きな事故もなく、当初の計画に沿った教育活動が営まれておるところでございます。

それでは、諸般の報告資料10ページを御覧いただければと思います。

10月の初めには、7年生が農林業体験、8年生が職場体験学習を実施し、村内外の事業所に大変お世話になりました。子どもたちにとっても大変よい経験になったのではないかと考えております。また、9年生は、子ども議会に参加いたしました。子ども議会では、9年生が総合的な学習の時間を中心に水上村の現状について考えた改善策やアイデアを提案いたしました。今回の子ども議会は、卒業を控えた9年生が村の行政について考えるよい機会になったのではないかと考えています。

また、10月10日には、郡市中体連駅伝大会に学園から男女それぞれ1チームが参加いたしました。結果は男女とも8位という結果でございました。夏休みから練習を始めて、少ない人数ですが、精一杯走りきることができたのではないかと考えております。

次のページを御覧ください。

10月23、24日には、5年生の宿泊登校、10月30日には、学園においてイングリッシュチャレンジデーが行われました。学園は、本年度、県教育委員会の指定を受けてAIを活用した英会話アプリを使った実践研究を行っております。そ

の一環として、郡内から10人のALTを招いて学園の8、9年生と英会話を通した交流イベントを行っております。子どもたちは授業で学んだ英語を使って初めて会うALTの皆さんと楽しく交流をしたところでございます。

10月31日には、水上っ子タイムトンネルと題して、地域の方々とふれあいながら昔遊びや工作体験、おにぎり給食などが実施されました。このような経験が子どもたちの豊かな学びにつながればと思っております。

10月16日には、本年度初めて前後期合同の文化祭が行われました。各学年のステージ発表や合唱、展示発表などがあり、学園で取り組んでいる水上学など、子どもたちの学習の成果を発表するよい機会となりました。

次に、2点目、社会教育関係でございます。

10月26日には、福祉と文化の集いが開催され、議員の皆様にも御観覧いただき、本当にありがとうございました。学園の子どもたちによる合唱や鼓笛の発表をはじめ、村民の皆様の生涯学習の成果として、作成した陶芸や絵画、洋裁、書道などの展示とともに、ステージでも太極拳、和太鼓など多くの発表が行われました。演劇のショーも行われまして、住民の皆様の憩いの場になったのではないかと思います。

社会体育といたしましては、第2回水上村分館対抗駅伝大会が11月30日に開催予定でございましたが、学園のインフルエンザの学級閉鎖や人吉球磨管内における感染状況にも御配慮いただき、体育協会の判断で今年度は中止となりました。実施はできませんでしたが、選手をはじめ、関係者の皆様には様々な面で御準備いただいたておりましたことに心から感謝申し上げます。

では、資料12ページをお願いします。

12月21日の日曜日、第73回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会があさぎり町の須恵小学校前をスタート、須恵文化ホールをゴールとして8区間、52.75キロメートルのコースで開催されます。岩野小学校前の中継地点では、1位通過の予定時刻が12時16分となっております。10月17日の結団式以来、選手は試走や練習に励み、大会に備えております。御存じのとおり、昨年度は3位に入賞しておりまして、選手の皆さんは今年も当日に向けて練習を頑張っておられます。資料2は、本村の選手名簿と駅伝コースを載せております。現在のところ2チームのエントリーを予定しておりますので、沿道での御声援をどうぞよろしくお願いいたします。

資料15ページを御覧ください。

続きまして、はたちの集いのお知らせです。来年1月4日日曜日、午後1時30分から岩野公民館におきまして、令和8年はたちの集いを行う予定です。新年早々

皆様大変お忙しい時期ではございますが、御出席いただき、新成人にお祝いと激励を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、資料 11 を御覧ください。

水上村教育委員会点検及び評価報告についてでございます。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定によって、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行条件について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出することとなっておりますので、つきましては、先般、令和 6 年度教育委員会関係の点検及び評価の報告書を村議会議長那須良策様に提出したところであります。議員の皆様にはデータにて配付させておりますので、どうぞよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

議員の皆様には、学園の教育活動並びに教育委員会の施策に関しまして、御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

以上、長くなりましたが、諸般の報告を終わります。

○議長（那須良策君） 原教育長の報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第 4 一般質問

○議長（那須良策君） 日程第 4 一般質問を行います。

今定例会には、1 名より通告がっております。

3 番、小川恵さん。

○3 番（小川 恵君） 皆様、改めておはようございます。3 番議員の小川でございます。何度立ってもこの場ではちょっと心臓がドキドキしておりますが、頑張って質問させていただきたいと思います。

12 月に入りまして寒さも増して、やっと冬が来たかなと気がいたしております。ただいま本村におきましては、子どもたちを中心にインフルエンザが猛威をふるっており、学園におかれましても、先ほど教育長からもありましたように、複数の学年で学級閉鎖が続いているという状況のようです。私自身も今日までは何とか手洗い、うがい、マスク、そして手指消毒など何とか今日まで防いでまいりました。あと一つ、ノンアルコールで頑張ってきました。地域の皆様におかれましてもどうか体調管理に十分御留意いただき、年末を健やかに迎えていただきたいと願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

さて、皆さんは最近このような御経験はありますか。1、冷蔵庫を開けて、何

を取りにきたんだっけと立ち尽くす。２、眼鏡をかけたまま、または頭にのせたまま眼鏡眼鏡と探す。３、ほらあの人、ほらほら名前、なんだっけと人の名前が出てこないでもやもやする。さあいかがでしょうか。これらは日常の一コマとして誰にでも起こり得るあるあるですが、実は地域社会にとって大きな課題につながっています。物忘れや耳の聞こえにくさは暮らしの自由を奪うだけではなく、介護を担う家族の負担にも直結してしまいます。人生は１００年時代にあって貴重な時間を採し物に費やすのはもったいないと思いませんか。だからこそ、今、水上村の高齢者福祉は日常の笑い話を笑い話のままにはせず、安心して暮らせる仕組みを整えていくことが求められています。

我が国は既に世界でも類を見ない速度で高齢化が進展しており、令和７年４月時点では高齢化率は２９．４％、国民の約３．４人に１人が６５歳以上という社会に到達しております。さらに２０２５年、まさしく今年、団塊の世代が全て７５歳以上となり、全人口の約１８％に達し、国民の約５人に１人が後期高齢者となると厚労省は推計しております。いわゆる２０２５年問題と呼ばれるこの局面では、医療、介護需要の急増、社会保障費の増大、認知症高齢者の増加など、同時に進行して地域社会に大きな影響を及ぼすことが予測されています。また、介護を受ける人と介護を担う人がともに高齢者である老々介護世帯は増加傾向にあり、６５歳以上同士の夫婦による介護はもう既に全体の約６割を占めている状況です。

その上、介護の仕事をされる方、介護の仕事に従事する方は最新の推計によると、本来ならば約２４５万人必要とされていますが、実際に働いていらっしゃる方は約２１１万人にとどまり、３０万人から３４万人の人材が不足しているのが現状です。

皆さん、１２月８日月曜日、今週の月曜日の熊日朝刊御覧になられたと思います。１面において訪問介護事業者の倒産件数が過去最多の更新と報じられておりました。これはもう３年連続の最多更新であり、介護現場の深刻な状況を象徴しているのではないのでしょうか。介護の現場では人手不足と事業所の倒産が同時に進んでいて、サービスを続けることが難しくなっています。これは経営の問題だけではなく、高齢の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために欠かせない重要な社会問題ではないのでしょうか。令和７年４月現在の本村の総人口は１，９１３人、その内、６５歳以上の高齢者は８７９人、高齢化率は４５．９％となっております。これは県平均の３１．４％を超えており、より高い水準にあることが分かります。このような状況を踏まえると、本村においても持続可能な福祉施策の構築はもはや避けて通れない課題であると考えております。

そこで、本村の高齢者福祉の在り方について今から伺っていきたいと思います。まず、地域包括ケア体制の強化についてです。

地域包括ケア、最近ではよく聞かれるワードではないでしょうか。地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組みのことです。超高齢社会を迎える我が国においては、この体制の整備が不可欠であり、地域の声を反映した施策づくりが求められています。

本村に目を向けますと、人口減少と高齢化の進展に伴い、医療、介護事業の増加が確実に見込まれる状況にあり、特に独居高齢者、高齢者のみ世帯の増加は、日常生活の支援や見守り体制の強化を急がねばならないのではないのでしょうか。地域包括ケアの理念を具体的に実現していくか、大きな課題となっております。

そこで、2025年以降、今年以降の高齢化の進展に伴い、医療、介護需要の増加を本村はどのように見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、ただいまの御質問に対してお答えいたします。

まず、介護に伴う介護保険制度について御説明いたします。

この制度は、高齢化や核家族化などを背景に介護を社会全体で支えることを目的として平成12年から始まり、25年が経過しております。また、全国的に介護サービス利用者は制度創設時より増加しているのが現状でございます。これに加えて、団塊の世代が75歳以上を迎えられたことに伴い、これから高齢者単身世帯、高齢夫婦のみの世帯、認知症、慢性疾患など高齢者の増加が見込まれます。

また、第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画では、重度な介護を必要とする高齢者の増加や認知症高齢者の増加も推計されておりますので、在宅、施設の双方においてサービス比率が高まるものと認識しております。

一般質問資料の5ページ目に資料がございますので御覧いただきたいと思います。

ここに第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画書における年齢3区分別認定者割合を載せておりますが、本村の65歳以上の介護認定率は令和5年3月末で16.9%であり、ここにあるとおり、年齢が高いほど認定率は高くなっています。また、その下段にありますとおり、第9期計画書における高齢化率を表した棒グラフがございますが、高齢化率で見ますと、今後15歳から64歳までの生産年齢人口の減少により、2035年までは上昇傾向になることが予想されますが、実人数は人口の減少により高齢者の人口も減少する見込みでございます。このように、総人口の減少により高齢者の人口も減ってはきますが、しばらくは高齢化率も進み、利用介護の需要は後期高齢になるほど高くなるものと見込んでおりますので、行政だけではなく、地域包括ケアとして介護事業所などとも連携した取り組みが必要だと考え

ております。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 御答弁を通じて、村としても医療、介護需要の増加を現実の課題として受け止め、体制強化に向けた検討を進めていくということが確認できました。ただ、医療機関や介護事業者の努力だけでは、これから急速に進む高齢化に十分対応することは難しいのではないのでしょうか。特に認知症や一人暮らしの高齢者が増える中では、生活支援や見守りといった課題に地域全体で取り組むことが欠かせません。住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせる仕組みを実現するために制度の整備と併せて、住民主体の活動を、これを積極的に位置づけ、行政がしっかり後押しをしていくことが求められていると思います。

こうした状況に対応するためにも地域包括ケア体制の強化が不可欠と感じているのですが、そこで、お伺いします。

第9期高齢者福祉計画、介護保険計画において、高齢者が元気に活躍し、みんなで支え合う地域社会の実現という全体目標が掲げられ、各種施策が進められております。これに基づき、本村における体制整備、地域包括ケアの現状について、また、これをどのように今評価されているのかを伺います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

国が掲げる地域包括ケアシステムは、高齢者の方々が介護が必要な状態となってもできるかぎり住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する仕組みでございます。

本村では、介護予防や福祉サービス、自立支援の基本理念により、地域包括ケアシステムの深化としまして、高齢者が元気に活躍し、みんなで支え合う地域社会の実現という全体目標を踏まえ、被保険者の自立支援、介護予防までの重点化防止の取組、そして、介護給付適正化に向けた取組の推進を重点取組として第9期の計画書で掲げております。

これらの基本理念と目標を推進する中核機能といたしまして、上球磨地域包括支援センターが設置されておりますが、ここでは高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどと担っており、各種相談体制、多職種による連携会議、認知症初期集中支援チーム、生活支援体制整備など一定の体制が整備されています。

評価といたしましては、在宅医療、介護の連携強化、認知症支援の強化、地域の通いの場の拡充など成果が見られる一方、介護人材の不足、介護予防活動における地域間の格差、そして、交通弱者への支援など課題も残っている状況でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 第9期高齢者福祉計画、介護保険計画に基づき、地域包括センターを中心とした相談体制と、あと多職種連携会議、認知症初期集中支援チーム、生活支援体制整備などこれまで着実に基盤が整備されてきていることを確認できました。在宅医療、介護の連携強化、認知症支援の充実、地域の通い場の活性化といった成果は本村の高齢者福祉にとって大きな前進であると評価したいと思います。

今後も国の方針と本村の計画をうまく結びつけながら地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めていただきたいと思います。

そこで、これまでの成果をまた次の段階へと発展させるために今後の具体的な方針や計画がありましたらお聞かせください。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） お答えいたします。

まず、医療介護の連携強化につきまして、関係する医療機関や事業所、行政が情報共有を行うことが重要だと思います。そのためには、関係者共通の情報ツールが必要でございますので、現在、各協議会と連携強化を行っているところでございます。

また、包括支援センターを核とし、在宅医療、介護連携推進事業を委託している医師会、地区の民生委員のお力添えもいただきながら包括的な連携と機能強化を図ってまいりたいと思います。

併せまして、人材確保につきましては、地域に根差した人材を確保するため、第9期計画の基本目標でございます介護人材の確保に向け、また、主要施策にもありますとおり、多様な人材の確保といたしまして介護予防サポーターの要請をはじめ、地域の魅力を情報発信し、移住者も視野に入れながら進めていくことが大事だと思っております。

なお、来年の1月と2月に介護予防サポーター養成講座を計画しておりますので、申し添えます。

また、1人でも多く住民の皆様が介護予防活動に参加されますよう住民向けに活動状況の発信と地区での声掛け、新たな運動を取り入れるなど、いつ来ても楽しく介護予防活動ができるよう関係機関と一体となった事業をさらに推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） ただいまの御答弁を受け、本村が官民一体となって住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の構築に取り組まれている姿勢を大変心強く感じまし

た。これらの取組は、その体制を築くための重要な一歩であり、今後のさらなる展開に大きな期待を寄せるものであります。

課題は幾つかあったのですが、関係者が共通して利用できる情報ツールの整備が必要だとおっしゃっておいりました。私もそのように思っております。まずは医療と介護の連携を強めて、関係者が同じ情報を共有できる仕組みを整えることが大切じゃないかなと思っております。その具体例の一つとしては、熊本メディカルネットワークの活用もあげられますでしょうか。情報がいろいろと分散してしまいますと、昨日の診察と今日のケアプランが違うといった現場の混乱が生じやすくなってきます。トラブルが発生するかもしれません。だからこそ関係者が同じ情報を共有しながら行動できる仕組みづくりが欠かせないと思っております。その基盤が整ってこそ人材の確保、介護予防活動が一層効果を発揮し、地域全体の安心につながっていくと考えます。

さらに、今後益々進む高齢化を踏まえたと、住民同士の支え合い、ICTを活用した見守り、それらの仕組みなどを持続可能な形へと発展させていくことが必要です。今後も行政と住民、そして専門職の皆さんで力を合わせて取組を進めていただきたいと思います。

次に、地域包括ケアの中の予防分野に特化した介護予防事業の評価についてお伺いします。

本村では、介護予防の取組は、住民の健康寿命を延ばし、要介護状態の発生を防ぐために極めて重要な施策となっております。厚生労働省の方針でも示されているように、介護予防は心身機能の維持・向上を目的とし、フレール予防、生活習慣病予防、転倒予防と並んで認知症予防もその柱の一つに位置づけられております。本村においても、熊本健康支援研究所への委託により、介護予防教室や通いの場活動など一定の取組が進められております。地域の皆様がいつ来ても楽しく過ごせる場を目指して進められているようです。こうした取組を振り返り、これまで実施されてきた介護予防教室や各種事業の成果をどのように評価されていますか。具体的には、参加率や効果測定の方法、また、住民の満足度などどのように把握されているのかお聞かせください。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、一般質問資料の2ページ、そして4ページまで御覧いただきたいと思います。

ここに介護予防として住民運営通いの場、百歳体操や社会福祉協議会に委託しておりますふれあい会、男性料理教室や元気クラブ、元気が出る学校など様々な介護

予防事業を実施しておりますが、元気クラブの一部で参加者が増えていますが、ほかの活動予防では減少しているところもございます。資料に掲載しております5つの介護予防活動の総延べ人口比較では、対前年度比で、令和6年度107%と増えてはいますが、各地区における通いの場では前年比75%であり、集落の人口減少も重なるなど、参加率も低くなってきておりますので、熊本保健科学大学による体力測定などを新たに取り入れ、介護予防に向けた活動を行っております。これにより、身体機能の異常はもちろんのこと、仲間づくりや閉じこもり防止など、一定の効果が得られ、住民の満足度も以前よりは得られているものと思っております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） ただいまの御答弁にもありましたように、本村では百歳体操やふれあい会、また男性料理教室、元気クラブ、元気が出る学校など住民主体や社協委託によるたくさんのすばらしい介護予防事業が展開されているところであります。

また、新たに熊本保健科学大学による体力測定を取り入れるなど、介護予防活動の工夫が進められており、身体機能の維持だけではなく、仲間づくりや閉じこもり防止といった効果も確認され、住民の満足度も高まっているとの説明がありました。こうした取組は、地域包括ケアの理念を具体化する大切な一歩であり、今後、さらに持続可能な形で広げていくことが求められると考えます。

私自身も百歳体操、あと認知症カフェ、男性料理教室、地域のグラウンドゴルフなどに参加させていただき、住民の皆様の声を直接伺うことができました。参加者はそれぞれの目的を持ちながら楽しみを見だし、積極的に取り組んでいる様子が見受けられました。皆さんの言葉でそのまま申しますと、「ほんによかよ」と言われていました。しかし、事業そのものは高く評価できる一方で、参加率の低下や活動の継続性といった課題もあることを実感しております。参加者の方からも参加者の固定や人数の少なさ、場所、内容、活動の周知の方法など課題を聞くことができました。

そこで、お伺いします。

本村における介護予防事業における現時点での課題、具体的にどのようなものがあるか、把握されていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） お答えいたします。

現行の介護予防活動における参加者層の偏りや継続参加については、様々な要因もございまして、これまでの参加者が要介護認定者となり参加できなくなったことや、会場までの交通手段が免許返納等でなくなった方、また、地域格差も参加状況

に影響しているものと考えられます。

また、新規の参加者が増えない要因としては、現役で働いておられる年配の方も多く見受けられ、就労年齢が高くなっていることも一因と考えております。

いわゆる健康寿命のほうにも影響してきているのかというふうにも思っております。

これに伴い、介護予防活動への参加を促し、継続した活動を実施するためには、関係者の御協力と地区住民の支え合いにより、交通弱者への対応など地域特有の課題があると思っております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） ただいまの御答弁により、参加者層の偏りや交通手段の確保、また、地域差といった課題などがあることを理解いたしました。

関連して一つお尋ねします。参加者の偏りと課題でも挙げられておりますが、参加率向上の観点からみると、現状では参加者が固定化する傾向があります。とりわけ、男性高齢者の参加が少ないことも大きな要因となっていないでしょうか。料理教室は女性、体操は少し恥ずかしい、集まって何を話せばいいかわからないといった固定観念も影響しているものかもしれませんが、このままでは健康寿命の延伸や孤立予防の効果を十分に高めることはできないと思います。より多くの住民が性別を問わず参加できる仕組みが必要であり、特に男性の参加促進が事業効果を高める重要なポイントではないでしょうか。

そこで、行ってみようかなと男性が思える工夫の中に、男性が気軽に参加できる仕掛けも必要だと思いますが、男性参加者を増やすための取組についてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

議員御質問にありましており、男性参加者の偏りはいろんな活動において見受けられるような状況でもございます。介護予防事業や通いの場、そして、様々な活動においてもそのような傾向でございまして、今後、男性高齢者の参加が必要となっております。

こうした状況を踏まえまして、本村では、男性が気軽に参加できる新たな居場所づくりを進めておりまして、本村において、湯山地区におきまして、メンズシェッド寄郎屋（よろうや）、岩野地区では、暖男舎（だんだんや）というメンズシェッドが立ち上がっております。これは元々オーストラリアで発祥の取り組みでございまして、国内では北海道の札幌市の地域と本村の2か所でメンズシェッドが行われ

ております。

本村のメンズシェッドは木工や農作業のほか、趣味を持ち寄る交流などを通じて無理をしない、気を使わないという特性を生かしながら、男性が自然体で交流できる環境づくりに取り組んでいるところです。開放的で初めての方でも参加しやすい雰囲気づくりを行っており、シェッドのメンバーも楽しみを持って参加されています。

メンズシェッドは楽しみながら参加できる場でありながら、結果としまして社会参加や生きがいきづくりなど本村における男性の社会参加を促し、そして、健康寿命の延伸と生きがいきづくりにメンズシェッドを利用した男性参加促進を積極的に今後進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 男性参加は、これは強制ではなく、自由であるべきだと考えます。自由イコール放置ではなく、孤立や健康リスクを防ぐために選べる場を整えることが大切だと考えます。自分の役割を持てる、成果が見える、そんな活動であれば、自然に参加が広がりやすく、参加率の向上の鍵ともなると考えます。本村でも近年注目されているコミュニティー・シェッドのように、高齢者自身が主体的に関わり、仲間と活動を楽しみながら支援される側から地域を支える側へと役割を広げていく仕組みは大きな可能性をもたらせていると思います。

そこで、ほかの地域の成功事例を少し調べてみました。長野県の生坂村というところです。こちらにはおじ様クラブというのがありまして、平均年齢80歳前後の高齢男性が主体となり、そば打ち、どぶろく作り、野沢菜の栽培、それらを通じて地域活性化と仲間づくりを進めているようです。

もう一つ、大阪府の堺市というところで堺サンドイッチキャンパスという名前の活動があります。歩く、しゃべる、食べる、それサンドイッチですね。それをテーマにした多彩な介護プログラムを展開しているようです。パン作り、コーヒー教室、あとボードゲーム、それら多彩な体験を通じて介護予防と仲間づくりを促進しています。令和5年度には、国土交通大臣賞において、令和4年度に介護予防あしたプロジェクトで実施したまちなかマンホールウォークのでグランプリを受賞して全国的にも注目される先進的な取組となっているようです。

このように、男性の関心にあった活動や役割、そして成果が見える仕組みは参加率の向上に大きく関係してくると思います。成功事例を参考にしながら本村においても男性が気軽に参加できる工夫を取り入れることで介護予防事業の一層の充実につながることを期待されると思います。

さらに、もう一つだけ、参加者の方と少し話したのですが、参加率向上のためには、支援する側にも男性スタッフが積極的に配置し、親近感を持てる環境を整えることが有効ではないかなと考えたのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

メンズシェッドについては、先ほど説明したとおり、男性が主でございますので、男性スタッフによる活動でございます。ほかの介護予防活動に男性がスタッフとしていますと集まりもよくなると思いますので、今後はですね、男性スタッフを準備していただきながら、呼びかけを行っていただくことがとても有効だと思っています。男性が参加しやすい環境、そして、地区ぐるみで取り組んでいくことが大事だと思っています。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 支援する側に男性スタッフが関わることで参加者に親近感も与え、固定観念も和らげ、男性高齢者が気軽に参加しやすい雰囲気を作る効果も期待できるのではないのでしょうか。もちろん人材不足という現実も承知しております。地域の人材を柔軟に活用し、ボランティアや経験者の参画を促すなど、ぜひ工夫を重ねて男性スタッフの配置を少しずつでも進めていただければと思います。ぜひ本村としてもいろいろ挑戦していただきたいと思います。

これらの点も踏まえまして、改めて伺いたいと思います。

こうした本村の介護予防事業の取組は持続可能な仕組みへと進化させていくために、今後どのような方向性を持ち、具体的にどのような施策を展開していくのか。また、さらに安定的な財源確保をどのように図っていくのか伺います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） お答えいたします。

今後しばらく高齢化率が上昇することも予想されますが、総人口の減少に伴い、後には高齢者人口も減少し、介護予防活動への参加人数も減っていくことが考えられます。

村内では、地区の統合も行われ、分館活動も合同で行うなど、今後さらに山間部の介護予防活動においては、参加者の減少が考えられますが、身近な場所で継続して介護予防活動を行っていくことは重要だと考えておりますので、引き続き、介護予防の周知と、村からの呼びかけのほか、社協や民生委員の皆様方の関係者と協力しながら、さらに地区の支え合いによる交通弱者への支援や呼びかけを行っていた

だき、地域でお力添えいただくサポーターの養成を行いながら、地区ぐるみで介護予防活動に取り組んでいくことが重要だと考えております。

また、現在、旧湯山小学校で計画されておりますスポーツサイエンス事業とも連携し、健康をキーワードとした健康寿命を延ばす取組についても協議を進めておりますので、今後、持続可能な活動として取り組んでまいりたいと思います。

介護予防活動等を行う財源につきましては、継続して地域支援事業に取り組むことから、国20%、県12.5%、村12.5%の負担割合による補助金と、そして国からの調整交付金5%により実施してまいりますが、事業費が大きくなりますと保険料にも影響してまいりますので、介護保険特別会計の負担にならないよう一般会計での対応も行いながら、必要財源を分散し、必要に応じてふるさと納税による基金を活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） これまでの御答弁を通じて、本村が今後介護予防事業を地域の実情に合わせて工夫しながら進めていく姿勢が示されたと思います。先月ですか、学園の子どもたちを対象とした認知症サポーター講座が実施されておりました。子どもたちは学んだことや気づき、感じたことを自分たちの目線で私に話してくれました。来年もまた講座が開催されるということですが、こうした取組は大変意義深いものであります。しかし、行政にはこれを講座のままで終わらせず、次の活動の場を用意したり、役割を広げていくことが求められると思います。そうすることでサポーターが育つ、そこから活躍する、そして、次の担い手を呼び込むというよい循環が生まれ、介護予防事業を長く続けていく力にもつながると思っています。

今後も講座の成果が実際の活動や地域の支え合いにつながるよう行政がその方向に導いていくことをお願いいたします。

この点については、次は教育課とも熱い議論を交わさねばならないかもしれません。さらに、地域支援事業費を基本としつつ、国や県の補助金を活用し、財源を着実に確保していくという方針も事業を持続させる上で重要な取組であると理解いたしました。

住民の皆さんが楽しみながら参加している姿はとても心強いものですが、参加者の減少や財源の制約といった課題を踏まえ、自治体として次の新たな一手に早く気づいていただき、行動へと移してもらわなければなりません。こうした努力を積み重ねることで住み慣れた地域で私たちが安心して暮らし続けられる仕組みが少しずつ確かな形となっていくことを期待しております。

次に、ICT等の活用により見守り支援体制の構築についてということで通告し

ておりましたが、これは関係課との話し合いの中にて、今後の新しい事業の計画がなされていることを踏まえ、今回は質問を見送らせていただきます。今後の事業の伸展を確認しながら、改めて議論の場を持ちたいと考えております。

続きまして、認知症予防に資する補聴器補助制度の検討について伺っていきたいと思います。

難聴とは、音や声が聞こえにくくなる状態を指し、外耳、中耳、内耳、聴神経など、音を伝える仕組みのどこかに障がいが生じることで起こります。会話の聞き取りにくさやテレビの音量を上げないと聞こえないといった日常的な不便をもたらし、生活の質に大きな影響を与えるものです。特に高齢者に多く見られるのが、加齢性難聴です。聞いたことがあると思います。40歳代頃から段々と始まっていき、徐々に、また緩やかに進行するといわれています。これはもう自然な老化現象の一部ではありますが、このまま放置しておく社会参加やコミュニケーションの機会を減らし、孤立を招く恐れがあります。近年の研究では、加齢性難聴が認知症のリスクの要因の一つであることが指摘されております。聞こえの低下が脳への刺激を減らし、また、人との交流を妨げることで認知機能の低下につながる可能性があるともされています。したがって、加齢性難聴を早期に発見し、補聴器の活用や支援体制を整えることは、認知症予防の観点からも重要であると考えます。

そこで、まず、村内の高齢者の方々の耳の聞こえの実態や補聴器の利用率など、把握されている状況を伺います。

それに併せて、補聴器の購入補助に関する問い合わせ等、もしありましたらお答えいただければと思います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

本村における高齢者の難聴の実態や補聴器利用についてですが、難聴で障害者手帳をお持ちの方の人数は現在8人と把握しておりますが、それに至らない難聴の方の数字についてはデータ等ございませんので、数字については把握してないような状況でございます。

厚生労働省が参考資料として用いることもあるヨーロッパの関係団体の資料によれば、日本における難聴の疑いがある高齢者のうち、補聴器を所有している割合は約15%というデータがございます。本村での数値の回答はすることができませんが、参考にしていただきたいと思います。

また、補聴器の利用については、把握ができておりません。

次に、補助についての問い合わせはあるのかという御質問でございますけれども、現在、障害者手帳を所持している方からは補助事業等がございますので、問い合わ

せ等がございますが、一般高齢者からの問い合わせは、私が知る限り聞いたことはございません。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） ただいまの御答弁によると、本村における高齢者の難聴の実態としては、難聴で障害者手帳をお持ちの方は8名と把握されているものの、それに至らない方、軽度・中度難聴の方ということですかね。は、具体的な数値はないとのことでした。日本において難聴を自覚している高齢者のうち、補聴器を所有している割合は、答弁でもありましたように15%にとどまっているとされています。これは欧米諸国の補聴器利用率40から55%に比べると半分以下の低い水準であり、これは聞こえの支援が十分に行き届いていない現状じゃないかと考えます。

難聴になると人との会話が減り、孤立しやすくなり、その結果として認知機能が少しずつ低下してしまう可能性があることは、国内外の研究でも確かめられています。

国内の例を一つ話しますと、今年、2025年、慶應義塾大学病院が発表した最新の研究を確認しました。55歳以上の難聴者117例を対象に、聴力と認知機能の関係を調べたところ、耳が聞こえにくいまま過ごす人ほど物忘れが進みやすい、認知症になる可能性が高まることが分かっております。一方で、補聴器を長く使っている人は、その危険因子が小さくなる傾向も示されています。このように、難聴が認知症発症のリスクを高めること、そして、補聴器の活用がそのリスクを軽減し得ることは科学的に裏付けられております。

こうした背景を踏まえ、難聴が認知症発症リスクを高めることへの認識、予防としての補聴器の活用を本村はどのように現在位置づけていらっしゃいますか。伺います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） お答えいたします。

近年、難聴が認知症発症のリスクを高めることが国内外の研究により明らかになっています。特に聴力が低下すると脳の活性化が減少し、認知機能の低下が進むことが指摘されています。

また、厚生労働省が出しております認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランと申しますが、ここでも認知症の危険因子として難聴があげられています。このように、難聴が認知症の発症リスクを高めることは認識しているところです。

このようなことから、難聴が認知症発症リスクを高めるということは、国も認めており、特に難聴が認知症の進行を加速させる可能性があるとして、聴覚刺激が不

足すると認知機能に悪影響を及ぼすことが示唆されておりますことから補聴器の活用は認知症予防において重要な役割を果たすと位置づけております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） ただいまの御答弁によりますと、難聴が認知症の危険因子として国の施策にも位置づけられていること。そして、補聴器の活用が予防に資する重要な手段であることを改めて確認いたしました。地域においても補聴器購入の助成を通じて認知症予防に取り組むことは住民の安心につながる大切な視点であると考えます。今後は、補聴器の普及促進や相談体制の充実を図り、誰もが早期から支援を受けられる環境づくりを進めていただけたらと思います。

しかしながら、補聴器の利用が進まない背景には、補助制度の認知不足だったり、年だから仕方がないといった固定観念、補聴器への抵抗感、耳鼻科への相談不足などがあげられることが分かりました。

さらに、専門的な調整を受けないまま大体慣れるまでに長い方では6か月ぐらいかかるそうですが、満足できず継続につながらないケースも少なくないということです。

加えて、自治体が制度設立に動かない最大の理由は、やはり財源の確保の難しさではないでしょうか。現在、日本には国の一律的な補聴器購入費の助成制度は存在していません。こうした状況を踏まえ、予防の観点から補聴器の購入費用への補助制度を導入する意義について、本村はどのように考えられていますか。お伺いします。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） お答えいたします。

補聴器購入費用への助成制度導入は、認知症予防の観点から意義あるものと考えております。補聴器を使用することは、認知症予防に貢献する可能性がございますし、経済的な負担を軽減することにより、難聴を抱える高齢者の方が補聴器を利用するきっかけとなり、健康維持や社会参加の促進にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） ただいまの御答弁では、補聴器購入費用の助成制度導入が認知症予防や経済的負担の軽減にもつながる。高齢者の補聴器利用のきっかけともなり、健康維持や社会参加の促進にも結び付くとの認識を示していただけたと思います。まさに、そのような効果が地域の介護予防事業の一環として制度を位置づける意義

につながるものと受け止めております。

一方で、補聴器購入費への直接的な国庫補助は行われていませんが、国の一律制度がない中で、市町村の裁量に委ねられていることが大きなハードルとなっている現状もあります。そのため、所得制限、非課税世帯を優先するなど財源を工夫しながら公平性を保つ仕組みが有効ではないでしょうか。実際に調べてみると、全国では1,747市区町村のうち、約390自治体が制度を導入しており、北海道旭川市では、限定的な対象者への助成から始め、効果を検証した上で対象範囲を拡大する段階的な制度運用を行い、認知症予防や介護予防の成果を報告されておりました。

熊本県におきましては、天草市、和水町、一番近いところでは、最近ですが、五木村が導入しており、地域の介護予防事業の一環として広がりを見せております。こうした全国的な事例を踏まえると、地域の介護予防事業の一環として補聴器補助制度を位置づけ、段階的にでも制度設立へと進めていくことはできませんでしょうか。お伺いします。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） お答えいたします。

本村においては、現在、18歳未満の難聴者の方への補助制度、また、障害者手帳をお持ちの方への助成等はございますけれども、認知症予防の観点から補聴器制度を介護予防の一環として位置づけていくためには、その対象にならなかった難聴者の方への補助につきましても、今後前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 前向きな御答弁をいただき、とても心強く感じております。これからは制度づくりの中で現場の声も大切にしながら、また、効果を確かめながら地域に根差した形でぜひ進めていただきたいなと思っております。

補聴器の助成制度は、単なる費用の補助ではなく、住民の健康を守り、地域の持続可能性を育む未来への投資だと考えていただけたらうれしく思います。

そこで、最後に村長にお伺いいたします。

これまで申し上げてきましたように、本村の地域包括ケア体制や介護予防事業には、一定の成果が見られる一方で、男性高齢者の参加の少なさ、独居高齢者や認知症高齢者の増加、そして、人的支援の限界など課題も明らかになっております。住民が主体的に関わり、男性も女性もともに支え合う仕組みを整えることが地域包括ケアの実効性を高め、また、安心して暮らせる水上村の未来にもつながるものと考えております。本村が直面する課題を踏まえつつ、今後どのような方向性を持って地域包括ケア体制を進めていかれるのか。住民が安心して暮らし続けられる未来に

ついて、村長御自身のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（那須良策君） 中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） お答えしたいと思います。

我が村では平成27年度から介護予防に取り組んでおります。いわゆる日常的介護予防総合支援事業、今言われた、議員がおっしゃいました、元気クラブ、元気が出る学校も含めてでございます。でもやはりもう10年ぐらいになりますが、やはり一番最初に参加していた人たちも90歳後半になられておりますし、やっぱり1年1年、年を取っていきますので、加齢による健康ということも考えていかなければなりません。それとマンネリ化するというのもやはり考えていかなければなりません。そのために数年前に熊本保健科学大学と包括連携を協定いたしまして、健康というキーワードの中で、住民の健康寿命を上げる、そういった健康を維持するといったことを行っております。そういったことで、今、住民の百歳体操についても、深化バージョンのほうを今熊本保健科学大学のほうにも作っていただいております。やはりそういった変化をもたらししていく。常に、やはり改善をして、やはり深化そういったことをやっていくことが言わずもがなと思っております。そのことを今さっき言った今まで各地区の公民館で行った事業、それに加えて今回は旧湯山小学校の校舎を改築いたしまして、保健の事業、健康面の特定施設として考えておりますので、これにつきましては、担当課と打ち合わせをしておりますが、やはりマイクロバスあたりで送迎をしたいということで、対応しながらそういったのも進めております。やはりこういった常に深化をしていくこと、あとは利用者の人たちもどういった意見があるのかももちろん聞いていきながら、一番いい方法でやっていけたらと思っております。

ただ、そこで問題となってきますのが、いろんな保険料の問題であるとか、そういうこともございます。やはり今、本村が平均で6,600円ですか、介護保険の金額が。これも郡内では非常に安いほうに位置づけをして設定させていただいていけると。これもやはり要介護者がどれぐらい出てくるのかというこの3年間の推測が非常に重要になってくるわけございまして、ずっとその推測が精度を高めていくというかですね、それについてはこれからやっていきたいと思っております。

それと、これは熊本県町村会でございますが、私たち球磨郡町村会もですけど、全国的な広がりです。厚生労働省のほうに介護に係る国の公費負担分を上げてもらえないかというお願いを出しております。でないと、この第1号被保険者分の負担が大変だと。このことは先ほど担当課長がずっと答弁申し上げましたが、これからの人口減少、高齢化の進展、そういったことをした場合に、もうこれは耐えきらんのではないかというのがございますので、そういうことについて試行期間をお願いした

いということで、今の20%、それを5から10%ほど上げていただきたいということ、これ毎年、郡の町村会も行っておりますが、県の町村会、全国でもそういった動きがございまして、そちらのほうもしっかりと進めていき、そして、1号被保険者にあまり負担がかからないようなこと。

それと生産労働年齢人口も減ってきているということでございますので、現役世代にもあまり無理がないようなことも考えていながら、財源についても確保していければなと思っておりますので、しっかりとその政策は受け継いでまいりたいと思っております。

それから、介護につきましては、今言いましたように、とりあえず今ある事業は、本当、ほかの町村にないような単独事業でございます。例えば、タクシー代の助成であります。これは人吉球磨10市町村、県内の45市町村でも水上だけが行っております、月60回分は差し上げておりますので、いろんな使い方をすればいいと思いますし、また、交通空白地帯につきましては、地域の足掛かりとして定額500円で乗れるような制度も行っております、この辺りも地域の声を聞きながら、区長さんの声、また、議会議員の皆様の声を聞きながら、広がりそういったことも今計画していきたいと思っておりますので、それも進めて、なるべく出てきやすいような環境、それと出てきやすい環境にするための村の説明、そういったことも徐々にやっていければなと思っております。

非常に介護医療という分野は広うございまして、これを語りだしたらどれだけでも時間がかかると思いますが、しっかりと利用者の声を聞き、そして、私たちも常に深化をしていかなければならないということを再度お伝えして、私からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） ありがとうございます。

常に深化ということがとても心に響いております。地域包括ケア体制のさらなる充実に向けて村民、私たち、あと行政、あと国も含めまして、一体となって歩みを進めていくことを強く期待したいと思います。

寄郎屋をはじめとする住民主体の活動や新しい居場所づくりの芽を育んでいただき、支え、さらに広げていただきたいとも思っております。

そして、今後も高齢者一人一人が役割をもっていつまでも安心して暮らせる水上村を築いていくために継続的な御支援をお願い申し上げます。

今回の質問にあたり、たくさんの方とお話する機会を得ました。その中でもお一人、認知症の家族を抱える女性の方とお話しました。育児・家事・仕事、そして介

護、これを全て完璧にこなせねばならないと思い込むあまりに、段々と精神的に非常に厳しい状況になり、もう先が見えず、悩んでいたそうです。そんなときに、御近所の方から、「一人で抱えんでもよかばい、頼ってよかよ。できたしこでよかったです」という温かい声掛けや支援があってとても救われたと話されました。その言葉によって少し気持ちが楽になり、前が向けるようになったそうです。

私自身もその話を聞きながら胸が熱くなりましたが、やはり実際にはその立場にしなければ本当の大変さは分からないとも感じました。それでも周囲の支援や理解があることでいつまで続くか分からない日々の生活に心休まる瞬間が生まれるのだとも思いました。女性の声を心に深く留め、地域全体で支え合い、誰もが安心して暮らせる環境を整えていくことの大切さを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（那須良策君） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） それでは、議案書①を御用意いただいて、その2ページでございますが、諮問第1号について御説明申し上げたいと思います。

人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対して、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を聞くものでございます。

氏名、田浦浩子、生年月日、XXXXXXXXXX、住所、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX、任期は3年でございます。

提案理由でございますが、現在、人権擁護委員の1人が、2人おられますが、そのうちの1人が令和8年の3月31日に任期満了を迎えられます。そして、退任の意向を示されておられますことから、次期後任の委員として推薦したいので、議会の意見を聞くものでございます。

田浦さんにつきましては、皆さんも御承知かと思いますが、郡内の高校、それから卒業後、短期大学を出られまして保育所に勤められて、人吉の保育所、それから、本村内で保育士として勤務していただいております。現在も勤務中でございます。この田浦さんは、保育者としての人権啓発活動にも非常に理解がありまして、広く社会の実情にも精通していらっしゃるということでございまして、適任者として判

断いたしました。そういったことで推薦するものでございます。

今、保育所の会計年度任用職員でございますが、これは保育業務に計画性を持つことで人権擁護委員業務は支障なく対応できるということで、本人からも了解をいただいておりますので、皆さん方の御賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件に賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり賛成することに決定いたしました。

お諮りします。日程第6 議案第1号から日程第9 議案第4号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

————○————

日程第6 議案第1号 水上村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第2号 水上村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第3号 水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第4号 水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 議案第1号 水上村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 水上村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①の3ページをお願いいたします。議案第1号 水上村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、議員の報酬及び期末手当を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改め文でございます。

先日の全員協議会で御説明申し上げましたとおり、熊本県人事委員会の勧告に準じて、期末手当の支給割合と特別職報酬等審議会の答申に基づいた報酬額につきまして、条立てによる3段階の改正を行うものでございます。

資料②の2ページをお願いいたします。

こちらは4ページにかけまして、先日の全員協議会で御説明申し上げました、熊本県人事委員会の勧告の概要及び特別職報酬等審議会の答申でございます。

説明につきましては、5ページからの新旧対照表にて御説明申し上げます。

5ページの新旧対照表、第1条関係をお願いいたします。左が新、右が旧となります。まず、第4条、期末手当で第3項におきまして、現在、6月、12月とも報酬月額に100分の125を乗じて得た額となっているものを、句読点を含み、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5に改めるものでございます。今年度の6月分につきましては、既に100分の125として支給してございますので、引き上げ分2.5につきましては、12月分にプラスし、100分の127.5として支給するものでございます。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表第2条関係でございます。こちらは特別職報酬等審議会の答申に基づき、報酬額、議長30万8,000円を31万3,000円に、副議長25万4,000円を25万9,000円、議員23万2,000円を23万6,000円に改め

るものでございます。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表第3条関係でございます。第1条で改正いたしました、第4条、期末手当、第3項におきまして、句読点を含んで、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を今度は均等配分し、6月、12月の100分の126.25に改めるものでございます。合計は100分の252.5、2.525月分となるものでございます。

施行期日につきましては、第1条は、公布の日からとし、第2条につきましては、令和8年1月1日、第3条につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号 水上村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村長等の給与及び期末手当を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改め文でございます。こちら先ほどと同様、熊本県人事委員会の勧告に準じて期末手当の支給割合と特別職報酬等審議会の答申に基づいた報酬額につきまして、条立てによる3段階の改正を行うものでございます。

資料②の8ページをお願いいたします。

8ページの新旧対照表第1条関係でございますが、第4条期末手当の額等におきまして、現在、100分の125とあるのが100分の147.5を、6月に支給する場合には、100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5とあるのは、6月に支給する場合には100分の147.5を、12月に支給する場合には100分の150に改めるものでございます。今年度6月分につきましては、既に100分の147.5として支給してございますので、引き上げ分の100分の2.5につきましては、12月分にプラスし、100分の150として支給するものでございます。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表第2条関係でございます。こちらは特別職報酬審議会の方針に基づきまして給与月額、村長75万円を76万7,000円に、副村長57万8,000円

を58万8,000円に、教育長52万4,000円を53万1,000円に改める  
ものでございます。

次のページをお願いいたします。

新旧対象法第3条関係でございます。第1条で改正いたしました、第4条、期末  
手当の額等におきまして、6月に支給する場合には100分の125を、12月に  
支給する場合には100分の127.5とあるのは、句読点を含んで6月に支給す  
る場合には100分の147.5を、12月に支給する場合には100分の150、  
今度は均等配分いたしまして、6月、12月ともに100分の126.25とある  
のは、100分の148.75に改めるものでございます。合計が100分の29  
7.5、2.975月分となるものでございます。

施行日につきましては、第1条は公布の日からとし、第2条については、令和8  
年の1月1日、第3条につきましては、令和8年の4月1日から施行するものでご  
ざいます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第3号 水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について御説明申し上げます。

水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまし  
て、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、給料及び諸手当を改正するにあたり、地方自治法第9  
6条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。こちら先日の全員協議会で御説明申し  
上げましたとおり、今回、熊本県人事委員会の勧告に準じて条建てによる2段階の  
改正を行うものでございます。

資料②11ページをお願いいたします。

まず、新旧対照表第1条関係で、第17条、宿日直手当第1項におきまして、勤  
務1回につき4,400円を超えない範囲内となっているものを4,700円に改め、  
退庁時から引き続き行われる宿日直にあつては、その額は6,600円を超えない  
範囲となっているものを7,050円に改めるものでございます。

また、第2項では、常直的な宿日直手当に対し、宿日直を命じられた職員には、  
その勤務に対して2万2,000円を超えない範囲となっているものを2万3,50  
0円に改めるものでございます。

本村においては、退庁時から引き続き行われる宿直勤務や常直的な宿日直勤務は  
なく、土日、祝日の昼間のみの日直となつてございますので、現行4,400円を

4,700円に改め、支給する形になるものでございます。

次に、第19条期末手当、第2項におきまして、現在6月、12月とも期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額となっているものを、句読点を含んで、6月に支給する場合には100分の125を12月に支給する場合には100分の125に改めるものでございます。

また、第5項においては、定年前再任用短時間勤務職員に対する読み替え規定でございまして、同項中、100分の125とあるものを100分の70との次に、句読点含んで100分の127.5とあるのは100分の72.5とを加えるものでございます。

次の第20条、勤勉手当で第2項第1号におきまして、次のページをお願いいたします。

前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、いわゆる正規職員でございますが、こちらの勤勉手当基礎額に扶養手当の月額を加算した額に、現在、6月、12月とも100分の105を乗じていた額となっているものを、句読点を含んで、6月に支給する場合には100分105を、12月に支給にする場合には100分の107.5に改めるものでございます。

また、第2号、前項職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、本村には現在のところございませんが、こちらは勤勉手当基礎額に、現在、6月と12月とも100分の50を乗じていただくことになっているものを、句読点含んで、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5に改めるものでございます。

さらに、別表第1給料表でございますが、行政職給料表を平均で3.55%改正するものでございます。

次に、20ページの新旧対照表、第2条関係をお願いいたします。

まず、第19条、期末手当、第2項におきまして、第1条で改正いたしました、句読点含んで、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を、今度は均等配分いたしまして、6月、12月とも100分の126.25に改めるものでございます。合計は100分の252.525月分となるものでございます。

また、第5号におきまして、100分の125とあるのを100分の70と100分の127.5とあるのを100分の72.5を、100分の126.25とあるのを100分71.25に改めるものでございます。

次の第20条、勤勉手当、第2項第1号におきまして、前項の職員のうち、定年再任用短時間勤務職員以外の職員、こちらは勤勉手当の基礎額、扶養手当の月額を

加算した額に、句読点を含んで、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じていただくとなっているものを、均等配分いたしまして100分の106.25に改めるものでございます。合計は100分の212.5、2.125月分となるものでございます。期末、勤勉合わせますと4.6月分となるものでございます。

そして、第2号の前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員においては、勤勉手当基礎額に、現在、句読点を含んで、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額となっているものを、均等配分し、100分の51.25に改めるものでございます。

こちらの施行期日につきましては、第1条は公布の日からとし、令和7年4月1日に遡及して適用するものでございます。

第2条におきましては、令和8年の4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

最後となります、議案第4号、16ページをお願いいたします。

議案第4号 水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。会計年度任用職員においても一般職に準じて上段のように2段階の改正を行うものでございます。

資料②の22ページをお願いいたします。

新旧対照表、第1条関係でございます。第24条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当、第2項におきまして、100分の125を、句読点含んで、6月に支給場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5に改めるものでございます。

また、第24条の2、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当、第2項におきまして、100分の105を、句読点含んで、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5に改めるものでございます。

次に、制定附則、期末手当に関する特例措置、第3項におきまして、100分の125とあるのは100分の70、6月に支給する場合には100分の125を、

１２月に支給する場合には１００分の１２７．５とあるのは、６月に支給する場合には１００分の７０、１２月に支給する場合には１００分の７２．５に改めるものでございます。

会計年度任用職員につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の規定を準用いたしますので、こちらを読み替える規定でございます。

さらに、次のページをお願いいたします。

制定附則第４項、勤勉手当に関する特例措置におきまして、１００分の１０５とあるのは１００分の５０を、６月に支給する場合には１００分の１０５を、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５とあるのは、６月に支給する場合には１００分の５０を、１２月に支給する場合には１００分の５２．５に改めるものでございます。こちらはフルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定となりますが、本村にはフルタイム会計年度任用職員は在籍してございません。

最後に、制定附則第５項として、１００分の１０５とあるのを１００分の５０を、６月に支給する場合には１００分の１０５を、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５とあるのは、６月に支給する場合には１００分の５０を、１２月に支給する場合には１００分の５２．５に改めるものでございます。こちらはパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定でございます。

次に、２４ページ、新旧対照表、第２条関係をお願いいたします。

第２４条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当、第２項におきまして、第１条で改正いたしました、句読点含んで、６月に支給する場合には１００分の１２５を、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５を、今度は均等配分し、６月、１２月とも１００分の１２６．２５に改めるものでございます。

また、第２４条の２、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当、第２項におきまして、句読点を含んで、６月に支給する場合には１００分の１０５を、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を、均等配分し、１００分の１０６．２５に改めるものでございます。

次に、制定附則、期末手当に関する特例措置、第３項におきまして、６月に支給する場合には１００分の１２５を、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５とあるのは、６月に支給する場合には１００分の７０を、１２月に支給する場合には１００分の７２．５を、１００分の１２６．２５とあるのは１００分の７１．２５に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

制定附則第４項、勤勉手当に関する特例措置、こちらにおきまして、６月に支給する場合には１００分の１０５を、１２月に支給する場合には１００分の１０７．

5とあるのは、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を、100分の106.25とあるのは、100分の51.25に改めるものでございます。

最後に、第5項におきまして、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5とあるのは、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を、100分の106.25とあるのを100分の51.25に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第1条は公布の日からとし、令和7年度4月1日に遡及して適用するものでございます。第2条においては、令和8年の4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号から議案第4号までの説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 議員報酬の改定について、確認のためお尋ねいたします。

今回の議員報酬の改定にあたりましては、特別職報酬等審議会の答申を受けての議案上程となっておりますが、審議会の委員構成につきましては、水上村区域内の公共的団体の代表者、その他住民となっております。今回の審議会の構成委員の役職につきましてお尋ねいたします。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 御質問にお答えいたします。

先ほど議員おっしゃいましたように、特別職報酬等審議会、この審議会の条例に基づき委員を構成してございます。委員につきましては6名以内となっております。本村においては、区長会、それから地元企業代表、それから教育委員、商工会、市房ダム管理所、水上郵便局、この6つの公的な団体から代表として出席をいただいているところでございます。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） この議員報酬の改定につきましては、2年前に特別職報酬等審議会の答申を基に改定をいたしておりますが、今回の審議員の方々は2年前に任命された方々と重なっておられるのかお尋ねいたします。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 委員の皆様につきましては、充職という形になりますので、各種団体におきまして役員改選等が行われた場合には委員が改選になるものでございます。令和5年度から2年がたちまして、それからの委員構成の異動につきまして

ては、先ほど申しました6名のうち3名が改選となっておるものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 今回の構成委員の中には2年前にも関わられた委員がおられるようでございますが、今回、報酬額を県内の平均額と答申されましたことにつきまして、この2年前の議員報酬額の改定の経緯、並びにこれまでの議員報酬額の改定の変遷について、加えまして、前回の報酬改定によりまして本村の報酬額、県内で17番目、郡内ではあさぎり町につぎ当時の多良木町と並ぶ2番目の高さとなりましたこと、このようなことを委員へ説明がなされ、そのことについて委員が理解された上で今回の議員報酬の改定を答申されたと認識してよろしいでしょうか。伺います。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） お答えいたします。

結果から申しますと、今、議員からお話があったとおりでございます。令和5年、2年前に報酬の改定を行ってございますが、その前の改定は平成24年の1月1日ということで、この令和5年の改定が令和6年の1月1日ですので、それから比較しますと12年前の改定でございます。しかもその平成24年の改定のときには減額改定ということで増額ではなかったところでございます。それからしますといろんな世の中の状況変化がございましたけれども、改定はなしに令和5年度まで進んできたというところでございます。令和5年におきましては、報酬等審議会の中では、物価高騰等当時の熊本県人事委員会の改定といったところを反映した額にしたというところではございましたけれども、最低でも熊本県の市町村の平均、こちららは確保していただきたいということから、答申がありまして、議員の皆さんの承諾をいただいて可決いただいたところでございます。それから2年後の今回の改定というところではございますが、昨年もちろん人事院勧告等がございましたので、令和6年度も勧告はございました。昨年度の勧告は、熊本県の人事委員会の給与改定ですが、平均で2.66%でございましたので、この改定率をもって答申をされたところでございます。こちらにつきましても昨年の11月の議会全員協議会で皆様方に御説明を申し上げまして、十分に御審議いただいたところではございますが、昨年度は見送るという形でそういった結果になったところでございます。

本年度においては、審議会の中でも私たちの意見を十分に尊重していただきたいという意見をいただきまして、そして、熊本県の平均が若干上がってまいりましたので、今回、答申いただきました給与改定、人事委員会の給与改定ではなくて、県の平均という形で答申をいただきまして、今回、また再度2年ぶりの改定というと

ころでお願いをしたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

議案第1号 水上村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第1号は、原案のとおり  
可決することに決定いたしました。

議案第2号 水上村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第2号は、原案のとおり  
可決することに決定いたしました。

議案第3号 水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。再開を13時といたします。

————○————

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

————○————

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

————○————

日程第10 議案第5号 水上村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第10 議案第5号 水上村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書19ページをお願いいたします。

議案第5号 水上村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

水上村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村火入れに関する条例の一部を改正するにあたり、

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改め文でございます。説明につきましては、説明資料②、26ページをお願いいたします。

第14条、火入れの中止、第1項におきまして、「火入の許可」を「火入れの許可」に、「れ」の送り仮名を改めまして、「異常乾燥注意報」、こちらを「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改めるものでございます。

現在、異常乾燥注意報、こちらにつきましては使用されておらず、現在、使用されている乾燥注意報に改めまして、昨今頻発する林野火災の文言を追加するものでございます。

次に、第2項では、「とき、」を「場合」に改め、「異常乾燥注意報」を先ほどと同様に「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」こちらに改めまして、「ときは」を「場合には」に文言を改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和8年の1月1日からといたしてございます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） ちょっとお伺いしたいんですが、この火入れに関する条例は、これ水上村独自の条例なのでしょうか。それとも上位法の変更によってなのか。

またもう1点、火入れするときには、当然、火入れ願の提出が必要になってくると思います。私の覚えでは、消防署でいいのかなというふうに覚えているんですが、役場のほうにも提出とか必要なんでしょうか。

2点お願いします。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） ただいまの質問にお答えいたします。

火入れの許可につきましては、こちらは森林法、こちらに基づいての申請という形でございます。無許可による火入れの場合は罰則規定もあるところでございます。火入れの申請につきましては、村のほうに申請をしていただいて、それから、村のほうから消防署のほうにこういった火入れの申請があったということを伝えまして、火災と勘違いがないような形で情報を共有するところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

日程第 1 1 議案第 6 号 水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに  
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第 1 1 議案第 6 号 水上村特定教育・保育施設及び特定  
地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、議案書の 2 1 ページをお願いします。

水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支  
援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御  
説明申し上げます。

水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支  
援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、  
議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並  
びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
するにあたり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必  
要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

ここに改め文がございますが、内容につきましては、②議案説明資料 2 7 ページ  
を御覧いただきたいと思います。

新旧対照表で御説明いたします。本条例の第 2 5 条中第 3 3 条の 1 0 各号を第 3

3条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に改めるものでございます。

本条例は、保育所、幼稚園、認定こども園など子どもを預かる施設が安全で適切に運営されるための基準を定めている条例です。施設の設備、職員の配置基準、保育内容、安全管理など安心して利用いただくためのルールを規定しております。令和7年児童福祉法改正により、法第33条の12、新たに第2項及び第3項が追加されました。その結果、本条例第25条で引用している第33条の10各号という表現ではどの項の各号を対象としているのか不明確でございますので、国の法令と整合性を図るため第1項を追加明記しております。

また、第25条において準用する基準を施設の類型ごとに明確化しております。具体的には幼保連携型子ども認定こども園、いわゆる教育を受ける幼稚園と保育所が一体化した施設における職員の基準については、認定こども園法によるものとし、幼稚園として位置づけられる特定教育・保育施設の職員については、学校教育法を準用する認定こども園法によることの法令の根拠を明確にしております。

このように、本改正は、国の法改正に伴う引用条文の整理を行うものでございます。

以上で、議案第6号 水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件に可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第6号 水上村特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり賛成することに決定いたしました。

―――○―――

**日程第 1 2 議案第 7 号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（那須良策君） 日程第 1 2 議案第 7 号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、議案書 2 3 ページをお願いします。

議案第 7 号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

ここに改め文がございますが、内容につきましては、議案説明資料の 2 8 ページ、新旧対照表で御説明いたします。

まず、本議案は、国における児童福祉法及び関係法令の改正に伴い、本村の条例を国の基準に適合させるため、必要な整備を行うものでございます。

まず、1 2 条中の引用条文について、第 3 3 条の 1 0 各号を、第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に改めるものです。これは議案第 6 号と同様に、今回の国の法改正において児童福祉法第 3 3 条の 1 0 に、第 2 項及び第 3 項が追加され、条文が複数項の構成に整理されたことから従来用いていた第 3 3 条の 1 0 各号という表現ではどの項を指すか明確でなくなりました。このため、国の条文にあわせて、条例においても第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号という表現に改める必要が生じたためでございます。

次に、第 1 7 条第 2 項につきましては、乳幼児の健康診断に関する国基準の見直しにより、児童相談所や母子健康法に基づく乳幼児健康診査で、既に同等の項目が実施されている場合には、保育開始時の健康診断や定期・臨時の健康診断を一部省略することができることが明確されました。これを受けまして、条例におきましても、ほかの健診で代替えできる項目を省略できる規定を追加し、併せて、その健診

結果を事業者が把握する義務を設けております。

また、第23条、第29条、第31条、第44条、第47条におきましても、いずれも保育士のあとに地域限定保育士を加える改正を行い、熊本県内の地域限定保育士を保育現場で配置できるよう整備するものでございます。

地域限定保育士とは、特定の都道府県内に限って保育士として勤務できる資格で、国が設けた制度でございます。熊本県が国から認定地方公共団体として指定された場合、家庭的保育事業等に配置できるよう条例上の資格規定にも地域限定保育士を追加するものでございます。

本村では、主に都市部での受け皿となっている家庭的保育事業はございませんが、国の制度上、条例を制定しておりますので、併せて一部改正を行うものです。

本条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第7号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第7号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

**日程第13 議案第8号 水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（那須良策君） 日程第13 議案第8号 水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、説明いたします。26ページをお願いいたします。

議案第8号 水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

ここに改め文がございますが、内容につきましては、議案説明資料の31ページで御説明申し上げます。

本議案は、令和7年に成立した児童福祉法等の一部改正等に伴い、本村の放課後児童健全育成事業に係る基準を国の制度に整合させるため、所要の改正を行うもので、第10条第3項第1号の改正として、法第18条の27第1項に基づき、熊本県が認定地方公共団体として認定された場合、地域限定保育士制度を、先ほどの議案第7号と同様に追加し、地域限定保育士を職員資格として明確化しております。

第12条の改正では、同じく法改正により、児童福祉法第33条の12、2項、3項が追加されたため、引用する条文表記を第33条の10各号から、第33条の10第1項各号へとするものでございまして、議案第6号、議案第7号と同様に法改正による整理を行うものです。

なお、本村にはこの条例による施設はございませんが、国の制度上、条例を整備しておりますので、併せて法改正に伴い一部改正するものです。

以上で、議案第8号 水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第8号 水上村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

**日程第14 議案第9号 水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（那須良策君） 日程第14 議案第9号 水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 議案書28ページをお願いいたします。

議案第9号 水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和7年水上村条例第30号、水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、これにつきましては、先般、11月25日の全員協議会で御説明いたしました条例制定でございます。

本議案は、令和8年4月1日から全国で実施される乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度とも申しますが、その制度開始に向け、本村における同事業の設備及び運営に関する基準を条例として定めるために提出するものでございます。

概要でございますが、生後6か月から満3歳未満で幼稚園や保育所などに通っていない子どもを育てている御家庭が国が示す月10時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間帯で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されております。この制度を利用した場合、国・県からの給付が受けられます。

本条例は、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、市町村が乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める基準を条例で定めるよう求められていることから、国が定める基準にしたがい、整備するものでございます。

条例の主な内容としましては、第1章の総則で、第1条から第19条にかけて、条例の趣旨、最低基準の目的、事業者の責務、安全計画、災害対策、衛生管理、虐待防止、秘密保持、苦情対応など乳児等通園支援事業の運営に関する基本的事項を定めております。特に第7条では、安全計画の策定が義務づけられ安全確保のための規定がございます。

次に、第2章、乳児等通園支援事業で第20条から第26条にかけて、事業を一般型と余裕活用型に区分し、その概要と実施基準を定めております。一般型では、乳児等通園支援事業を専用の体制、設備のもとで実施する方式であり、条例第21条、22条において乳児室や保育室等の設備基準、年齢区分に応じた職員配置基準、安全衛生面に係る施設基準などを詳細に定めております。

余裕活用型では、利用児童数が定員に満たない場合に、その余裕の範囲内で乳児等通園支援事業を実施する方式であることを第20条第3項で明記しております。

条例第25条では、保育所や認定子ども園等の既存施設を活用して実施できるよう、関係条例に基づく基準を準用することとしています。

第3章雑則の第27条、第28条では、記録の電磁的作成を認める規定や、そのほか必要事項を規則する委任する規定を整備しております。

本条例を制定することにより、本村における乳児等通園支援事業を法令に基づき適切に運営し、未就園児とその保護者に対する支援をより一層充実させる基盤を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとし、第22条の2の規定は、一般型の保育のため、国の基準に合わせた令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、詳細な取組事項については、別途各自治体で要綱を定めるものです。

以上で、議案第9号 水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第9号 水上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

**日程第15 議案第10号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

○議長（那須良策君） 日程第15 議案第10号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

議案第10号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしまして、一番下になります。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

中ほどが改め文でございます。

資料は②32ページをお願いいたします。

別表第2の組合の共同処理する事務の第3条第10号に関する事務、こちらは交通災害見舞金に関する事務でございますが、本村を含む34市町村が加入してございますが、この中から菊池市を削るものでございます。最初でございます、「菊池市」、「上天草市」を「上天草市」に改めるものでございます。

今回、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退することから削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和8年の4月1日から施行することといたしまして、

施行日前４月１日以前に発生した事故につきましては、これまでどおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第１６ 議案第１１号から日程第１７ 議案第１２号まで関連がありますので、一括して上程したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

―――○―――

日程第１６ 議案第１１号 工事請負変更契約の締結について  
（林道梅木鶴線災害復旧工事）

日程第１７ 議案第１２号 工事請負変更契約の締結について  
（林道幸野線災害復旧工事）

○議長（那須良策君） 議案第１１号 工事請負変更契約の締結について（林道梅木鶴線災害復旧工事）議案第１２号 工事請負変更契約の締結について（林道幸野線災害復旧工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） それでは、議案書４０ページをお願いいたします。

議案第１１号 工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

令和２年災林道施設災害復旧事業（事故繰越）に伴う林道梅木鶴線災害復旧工事

契約について、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和5年9月6日の定例議会におきまして、当初請負契約を議決いただき、第1回変更契約を令和6年6月12日の定例議会、第2回変更を令和7年6月11日の定例議会において議決いただき、今回、第3回変更契約の締結をお願いするものでございます。

変更前の請負金額が1億7,572万4,536円、変更後の請負金額が8,997万3,636円となりまして8,575万900円の減額変更をお願いするものでございます。

林道梅木鶴線につきましては、令和2年7月豪雨により被災し、現在、青木建設株式会社が施工している工事となります。本契約につきましては、5工区をまとめて発注、契約し、現在、事故繰越予算において施工中の工事となります。

主な変更理由につきましては、現在、施工しております4工区について、令和7年8月の雨により工事用道路が流出し、再度工事用道路を設置するなど遅れが生じ、年度内での工事完了が困難となったため、出来高精算により減額となるものでございます。

また、4工区先の5工区につきましては、4工区完了後にしか工事関係車両の乗り込みができないことに合わせまして、1工区につきましては、隣接する熊本県発注の治山工事において増破等により工事の進捗に遅れが生じるなど、工事完了が見込めず、着手できないことにより、本契約の工区数を5工区から2工区減らし、3工区とすることにより減額となるものでございます。

今回減らしました1工区、5工区につきましては、熊本県発注の治山工事等の進捗状況等を見ながら令和8年度に改めて予算化させていただき発注する予定でございます。

続きまして、議案書41ページをお願いいたします。

議案第12号 工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

令和5年災林道施設災害復旧事業（事故繰越）に伴う林道幸野線災害復旧工事契約について、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和6年3月6日の定例議会におきまして、当初請負契約を議決いただき、令和7年3月5日の定例議会におきまして第1回変更契約を議決いただき、今回、第2

回変更契約の締結をお願いするものでございます。変更前の請負金額は１億１，８９１万６，２２３円、変更後の請負金額が１億４，８６５万３，４３２円となりまして、２，９７３万７，２０９円の増額変更をお願いするものでございます。

林道幸野線につきましては、令和５年６月３０日から７月４日にかけての梅雨前線豪雨により被災し、株式会社川口建設が施工している工事でございます。

今回の主な変更内容につきましては、法面掘削の結果、不安定土砂の厚みが計画より深く、掘削土量及び土砂処分費を含めた土砂運搬料の増加により、増額変更となるものでございます。

また、法面整形の結果、計画より岩部が多く発生したため、法枠工の枠内の処理について植生基材吹付からモルタル吹付工へ変更になったことにより増額変更となるものでございます。

なお、本工事につきましては、令和８年度３月までに完了予定でございます。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第１１号 工事請負変更契約の締結について（林道梅木鶴線災害復旧工事）について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第１１号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（那須良策君） 議案第１２号 工事請負変更契約の締結について（林道幸野線災害復旧工事）について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第18 議案第13号から日程第22 議案第17号まで関連がありますので、一括して上程したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

————○————

日程第18 議案第13号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第5号）

日程第19 議案第14号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

日程第20 議案第15号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第16号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第17号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（那須良策君） 議案第13号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第5号）、議案第14号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第15号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 補正予算につきましては、この場から御説明をさせていただきます。

③補正予算書3ページをお願いいたします。

議案第13号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明申し上げます。

令和7年度水上村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,1

00万円とするものでございます。

また、第2条におきまして、既定の地方債補正を、第2表地方債補正のとおり行うものでございます。

開けていただきまして、第1表でございます。歳入歳出予算補正ということで、今回は歳入の補正につきましては、次のページ、5ページの国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入と村債でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。今回、全般的に県の人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会の答申に伴う特別職、一般職、会計年度任用職員の人件費の補正、また、国・県の負担金または補助金の前年度精算返納金の補正を行ってございます。

事業的な主な補正につきましては、総務費の総務管理費、同じく、総務費の地方創生推進費でのスポーツ環境整備事業の補正、民生費の社会福祉費、商工費、土木費の道路橋梁費の補正でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。今回、上から2段目のスポーツ環境整備事業債、過疎対策事業債につきましては、陸上競技場造成工事変更設計2工区、3工区分になりますけれども、こちらに係るもので2億2,600万円の補正をお願いするものでございます。

次に、中段の道路橋梁整備事業債、過疎対策事業債につきましては、村道宮原神揚線道路舗装工事に係るもので400万円の補正をお願いするものでございます。今回、合計で2億3,000万円を追加し、11億4,820万円を限度額とするものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものといたしまして、上段の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金の社会福祉費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金として障害福祉サービス等扶助費に係るもので296万円、次の障害者自立支援給付費国庫負担金前年度精算金につきましては、障害福祉サービス等補助費の前年度精算に係るもので224万8,000円の補正をお願いするものでございます。

次の2項国庫補助金、1目の総務費補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、陸上競技場造成工事変更設計2工区、3工区に係るもので7,399万円の補正をお願いするものでございます。

次に、中段下の16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費等県負担金

として１４８万円、同じく、前年度の精算金といたしまして１１２万４，０００円の補正をお願いするものでございます。

次に、下段の企業版ふるさと寄附金につきましては、今回、４件分、１８０万円の補正をお願いするものでございます。一番下になります。ふるさと応援基金繰入金につきましては、先日の議会全員協議会でも説明申し上げました、水上村観光振興助成金に係るもので３５０万円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の繰越金につきましては、全体の財源調整を行ってございます。

次の２１款諸収入の５目雑入のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、ガバメントクラウド利用料に係るもので全額地方公共団体情報システム機構より交付されるもので、１，０５０万円の補正をお願いするものでございます。

最後の２２款村債につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、合計で２億３，０００万円の補正をお願いするものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。今回、全般的に県の人事委員会勧告及び特別報酬等審議会の答申に伴う特別、一般職、会計年度任用職員の人件費の補正、また、国・県負担金補助金の前年度精算返納金に係る補正を行ってございます。こちらの説明につきましては、割愛をさせていただきます。

１款議会費から次のページの２０、２１ページの上段にかけてが人件費の補正でございます。これより所管課ごとに御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 那須課長補佐。

○地方創生推進課長補佐（那須裕平君） 続きまして、２０ページ、２１ページ目を御覧いただきたいと思います。

２目一般財産管理費、ふるさと応援基金積立金（企業版）としまして、本年１０月末までの企業版ふるさと納税寄附金実績額、歳入と同額です。４社分をふるさと応援基金（企業版）に積み立てる増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、６目総合行政システム費につきましては、国民年金システム改修委託料として２５万５，０００円、ガバメントクラウド利用料につきましては、システムの標準化に伴うもので、ベンダーが試算しました当初見込額から実績が大幅に増えてまいりましたので、今回１，０５０万円の補正をお願いするものでございます。

次の１０目社会保障・税番号制度事業費につきましては、データ標準レイアウト改修業務に係るもので、対応システム改修委託料として８４万７、０００円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

中段になります。６項２目の指定統計費でございます。こちらには農林業センサスにおきまして消耗品を２、０００円減額し、郵便料を２、０００円増額する補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課長補佐（那須裕平君） 続きまして、８項１目地方創生推進事業費でございますが、職員人件費は割愛いたしまして、ふるさと寄附金事業費、企業版ふるさと納税事業業務委託料につきましては、受託者が企業に対して水上村の事業を紹介し、マッチングが成立して寄附につながった場合には、その寄附額の１０％に消費税を加算した額を委託料として支払うこととしておりますので、１２節委託料につきましては、その枠の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、２目スポーツ推進事業費、職員人件費は割愛いたしまして、スポーツ環境整備事業費、工事請負費、陸上競技場造成工事につきましては、１１月２５日の全員協議会にて説明しましたとおり、第２工区、第３工区工事分の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては、第二次世代交付金、過疎債でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、３款民生費、１項１目社会福祉費でございます。人件費は割愛いたしまして、２７ページのほうをお願いいたします。

償還金利子及び割引料といたしまして、１８歳未満の育成医療と１８歳以上の更生医療の障害者自立支援医療費国・県交付金前年度精算返納金といたしまして合計２２万３、０００円の補正をお願いします。特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金３３１万２、０００円の補正をお願いします。障害者の福祉サービス利用に伴う扶助費といたしまして５９２万円、日中一時支援事業扶助費４０万８、０００円の補正をお願いいたします。

３目の老人福祉費では、桜寿苑の施設修繕料としまして、介護浴槽の給湯配管修繕料としまして８５万円の補正をお願いします。

続きまして、２項１目の保育所費ですが、人件費割愛しまして、２９ページをお願いいたしたいと思います。

負担金補助及び交付金としまして、1名の広域入所に伴う負担金増によりまして120万円の補正をおねがいします。

2目児童措置費ですが、償還金利子及び割引料としまして、乳幼児の養育医療の国・県前年度精算返納金と障害児入所・通所の国・県負担金前年度精算返納金としまして、合計で119万7,000円の補正をお願いします。

続きまして、3目次世代育成支援事業費ですが、償還金利子及び割引料としまして、国の事業でございます出産・子育て応援給付金事業の国庫補助金前年度精算返納金としまして6万6,000円の補正となります。

4目児童福祉総務費ですが、子育て短期支援事業委託料としまして2万2,000円の補正をお願いします。

続きまして、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございます。31ページをお願いいたします。

償還金利子及び割引料ですが、健康増進事業費と自殺対策推進事業費の県補助金前年度精算返納金、感染症予防事業費と新型コロナワクチン接種体制確保事業の国庫補助金前年度精算返納金、合計で66万5,000円の補正をお願いします。

次に、7目の元湯温泉管理費ですが、温泉ボイラーの真空機と地下タンク配管の劣化に伴う修繕料といたしまして90万円の補正をお願いします。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 続きまして、6款農林水産業費でございます。ページめくっていただきまして、32、33ページ、農業総務費の公営企業会計繰出金につきましては、建設課所管ですので、公営企業会計補正予算において説明がございます。

3目農業振興費ですが、環境保全型農業直接支払交付金返還金につきましては、令和5年度交付分で、対象外となる農地があったため、20アール分の国費分と県費分1万8,000円を返還するものです。歳入の16ページ、17ページの雑入で村費を含めた金額を受け入れます。その下、多面的機能直接支払対策事業費の交付金返還金につきましては、令和6年度で2期目が終了し、今年度から3期目の制度に取り組んでいるところですが、昨年度で取組を終了された集落、1集落分の残金の返納金となります。国費分と県費分を返還するものでございまして、環境保全型農業直接支払交付金と同様に16ページ、17ページの雑入で村費を含めた金額を受け入れるものでございます。

続きまして、7款1項3目の観光振興費の観光宣伝対策費、観光パンフレット印刷代につきましては、各種イベントでの配布や施設に常設しておりますパンフレッ

トの在庫が少なくなってきたため増刷を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課長補佐（那須裕平君） 続きまして、4目水上ツーリズム推進事業費、負担金補助及び交付金、水上村観光振興助成金につきましては、11月25日の全員協議会にて御説明しましたとおり、第55回桜まつり会場設営委託料等の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、34、35ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費でございます。時間外勤務手当につきましては、水道施設の不具合による夜間・休日の対応が多く発生したため、建設課職員の時間外手当として50万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、土木総務事務費につきましては、人件費なので割愛させていただきます。

続きまして、27節繰出金でございます。公営企業会計の補正予算に伴います200万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正予算の内容につきましては、あともって下水道事業会計の補正予算において説明いたします。

続きまして、8款2項5目道路舗装費でございます。村道宮原神揚線道路舗装工事につきましては、道路幅員を確保するために隣接する農業用水路の布設替えを計画しておりますが、設置から35年が経過し、5年後には耐用年数の40年を迎えることに加えて、撤去の際に水路の継ぎ目の部分が破損する見込みであるため、用水路40メートルの新設をするための変更予算として400万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） 続きまして、10款教育費です。1項2目の事務局費、3目のスクールバス運行費、開けていただきまして、2項1目の学校管理費、3項1目の社会教育総務費、開けていただきまして、5項1目の学校給食総務費までにつきましては、職員人件費及び会計年度任用職員の人件費となっております。

次の2目給食費の需用費、給食材料費につきましては、物価高騰によりまして給食材料費の不足が見込まれますので、70万円の補正をお願いするものであります。こちらにつきましては、今年度に入りまして、様々な食材が値上がりする中、特にお米の値上がりが著しく、文部科学省が定めます学校給食摂取基準に基づいた必要

な摂取カロリーを維持していくためには、どうしても予算が不足してしまいますので、今回、補正をお願いするものでございます。

次の１２節委託料の食品細菌検査委託料につきましては、食材の安全確保のために学校給食法第９条第１項に基づきまして、年１回食材の細菌検査を実施しておりますけれども、今年度実施いたしました検査で一部の食材において再検査が必要となり、予定しておりました検査回数より増加することとなりましたので、今回３万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第１３号 令和７年度水上村一般会計補正予算（第５号）の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、特別会計の説明に入ります。４１ページをお願いいたします。

議案第１４号 令和７年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について説明します。

令和７年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億８,３８９万３,０００円とするものでございます。

５１ページ目をお願いいたします。歳出を御説明いたします。

４款１項１目保健衛生普及費ですが、毎年、特定健診優良行政区の表彰を１２月の区長会時に行っておりますが、令和６年度分の優良行政区が当初予算で計上しておりました１０行政区より１４行政区に増えたため、１行政区１万円、額縁代を含めた報償費４万９,０００円の補正をお願いします。財源につきましては、一般財源でございます。

以上で、議案第１４号 令和７年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についての説明を終わります。

続きまして５３ページをお願いいたします。

議案第１５号 令和７年度水上村介護保険特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

令和７年度水上村介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ２,２９５万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ4億6,038万4,000円とするものでございます。

63ページの歳出のほうを説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料ですが、介護保険料算出を行う介護保険システム制度改正対応業務委託料としまして77万8,000円の補正をお願いします。財源につきましては、61ページの歳入にありますとおり、国庫補助金と繰入金の一部でございます。人件費については割愛いたします。

2款1項1目居宅介護サービス給付費でございますが、要介護認定者が利用する居宅介護サービス費負担金が当初計画より増額となる見込みから2,000万円の補正をお願いします。主な理由といたしましては、ショートステイ、デイサービスの人数が増えたことが要因でございます。財源につきましては、国・県、そして支払基金繰入金を充当しております。

続きまして、6目居宅介護サービス計画給付費でございますが、要介護等認定者が介護サービスを受ける際のケアプラン作成に伴います居宅介護サービス計画給付費負担金としまして200万円の補正をお願いします。これにつきましても国・県支払基金繰入金を充当しております。

65ページをお願いいたします。

1目審査支払手数料としまして、国保連合会に支払います介護給付費審査支払手数料1万円の補正をお願いします。

以上で、議案第15号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、右肩番号④令和7年度水上村公営企業会計補正予算書をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

議案第16号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的支出の補正につきましては、第3条に定めた支出の予定額を1款1項営業費用に55万7,000円を追加し、補正後の簡易水道事業費用の予算額を7,352万1,000円とするものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費719万8,000円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算書14ページ、補正予算（第2号）収

支明細にて御説明いたします。

収益的支出でございます。１款１項４目総係費につきましては、給与改定に伴います水道手１名分の人件費と水道検針５名分の報酬に伴います補正予算でございます。

以上、簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、１８ページをお願いいたします。

議案第１７号 令和７年度水上村下水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

第１条、令和７年度水上村下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

第２条、収益的収入及び支出の補正につきましては、第３条に定めた予定額を次のとおり補正するものでございます。収入につきましては、１款２項営業外収益に２５０万３,０００円を追加し、補正後の下水道事業収益の予算額を１億３６５万９,０００円とするものでございます。

支出につきましては、１款１項営業費用に２５０万３,０００円を追加し、補正後の下水道事業費用の予算額を１億３６５万９,０００円とするものでございます。

第４条では、下水道事業運営のため、一般会計から受け入れる金額を５,６２８万９,０００円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算書２７ページをお願いいたします。

補正予算（第１号）収支明細にて御説明いたします。まず、特定環境保全公共下水道事業でございます。収益的支出でございます。１款１項１目污水管渠費、２２節修繕費につきましては、個人宅の下水道接続に伴い、本管から個人宅の公共枘設置に伴うもので、２００万円の増額補正をお願いするものでございます。

５目１０節流域下水道維持管理負担金につきましては、維持管理負担金の精算に伴うもので３,０００円の同額補正をお願いするものでございます。

補正予算書２８ページをお願いいたします。

農業集落排水事業でございます。収益的支出でございます。１款１項１目污水管渠費、２２節修繕費につきましては、マンホールポンプの污水吸い込み口の破損により、汚水処理能力が低下し、ポンプの可動時間が長くなっているため、ポンプへの負荷の軽減と電気代の上昇を抑えるための修繕費として５０万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、下水道事業会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。再開を１４時２０分といたします。

―――○―――

休憩 午後２時０５分

再開 午後２時２０分

―――○―――

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第１３号 令和７年度水上村一般会計補正予算（第５号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第１３号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第１４号 令和７年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第１４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第１５号 令和７年度水上村介護保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 令和7年度水上村下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

日程第23 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について

○議長（那須良策君） 日程第23 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願についてを議題といたします。

本件は、令和7年6月定例会において産業厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、杉野久志君。

○産業厚生常任委員会委員長（杉野久志君） 令和7年5月19日に一般社団法人人吉医師会と一般社団法人球磨郡医師会の連名で提出され、令和7年6月11日、令和7年第2回定例会にて産業厚生常任委員会に付託されました請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願につきまして、審査の結果を報告いたします。

なお、審査報告書は、資料⑧でタブレットに配付しております。

まず、審査の経緯について申し上げます。

審査は、令和7年6月12日、令和7年8月19日、令和7年11月25日の計3回の委員会を開催し行っております。

第1回は紹介議員である荒嶽議員から、第2回は請願元である人吉市医師会事務局から、それぞれ意見聴取・質疑応答及び請願元提供の資料による審査を行いました、そして、第3回で見解を取りまとめ、採決をとり、委員会としての審査結果を決定いたしました。

なお、審査にあたっては、願意の妥当性、実現の可能性、村の権限、議員の権限事項に属する事項であるかの観点から審査を行っております。

第1回、第2回の委員会における紹介議員及び請願元への意見聴取・質疑応答について、その主な項目を申し上げます。

球磨郡町村議会及び人吉市議会への請願に至った経緯について、現在の球磨郡各町村及び人吉市の負担金の額とその推移について、人吉球磨准看護学院の経営状況と事業継続性について、請願項目1に記載された負担金要望額について、請願項目2に記載されたふるさと納税における人吉球磨准看護学院支援枠の創設について。

以上でございますが、その詳細につきましては、請願審査報告書に記載のとおりでございます。

次に、審査結果を申し上げます。

本件につきまして、委員会としての総括的な見解は次のとおりでございます。

人吉球磨准看護学院は、生徒数の減少等により、年間1,000万円以上の赤字と経営が厳しく、その補てんが人吉医師会の会費と球磨郡の医師の寄附によるものであるため、行政への支援を求める状況は十分に理解できる。

しかしながら、負担金要望額の根拠について、現在の経営状況から算出されたも

のではなく、妥当性に疑問が残り、また、ふるさと納税における准看護学院へのさらなる支援枠の創設については、既存の募集枠でも十分対応可能であり、ふるさと納税の柔軟な運用の観点からも必要性が見いだせない。

以上から、請願の趣旨は理解できるが、願意の妥当性と実現の可能性に疑義が残るため、採決の結果、委員４名全員が「趣旨採択」を表決し、本委員会としましては「趣旨採択」とすることに決定しましたので報告いたします。

以上、報告いたします。

令和７年１２月１１日。

産業厚生常任委員会委員長、杉野久志。

○議長（那須良策君） 報告を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

お諮りします。本件につきましては、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

よって、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願は、趣旨採択にすることに決定いたしました。

————○————

#### 日程第２４ 継続審査申出書について

○議長（那須良策君） 日程第２４ 継続審査申出書についてを議題といたします。

配付資料⑨のとおり、各委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各委員会から提出されておりました閉会中の継続調査申出については、申し出のとおり、継続調査することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、閉会中といえども調査いただきますよう、願ひい

たします。

お諮りします。水上村議会委員会条例に基づく各常任委員会の所管事項について審議事件が生じたときは、各常任委員会に付託することにしたと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各常任委員会におかれましては、審議事件が生じたときは、閉会中といえども審議をお願いいたします。

お諮りします。本定例会に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

令和7年第4回水上村議会定例会を閉会いたします。

————○————

閉会 午後2時30分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

水上村議会議長

署名議員

署名議員

水 上 村 議 会 会 議 録  
令 和 7 年 第 4 回 定 例 会

令 和 7 年 1 2 月 発 行

発行人 水 上 村 議 会 議 長 那 須 良 策

編集人 水 上 村 議 会 事 務 局 長 江 崎 邦 臣

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
水 上 村 議 会 事 務 局

〒868-0701 球磨郡水上村岩野90番地  
電 話 (0966) 44-0319